

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：亀山市（市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、
監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、消防部局、水道事業、病院事業）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.2%
全職員	59.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体での「任期の定めのない常勤職員」の給料は、各地方公共団体の条例で定める
給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	91.2%
課長相当職	99.4%
課長補佐相当職	97.5%
係長相当職	92.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.3%
31～35年	99.9%
26～30年	95.9%
21～25年	92.9%
16～20年	91.6%
11～15年	90.8%
6～10年	96.1%
1～5年	81.4%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」での男女の給与の差異は、男性職員の方が時間外勤務時間が長い傾向にあり時間外勤務手当の受給が多いことや、管理職手当及び世帯主に支給する扶養手当の受給率が高いこと等が、主な要因として挙げられる。
- ・「全職員」の男女の給与の差異に関して、給与水準の低い短時間勤務の会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。